

3つのそなえについては個々人で事情が異なります。
司法書士にお気軽にご相談ください。



司法書士とは…

不動産を取得した時や会社を設立した時などに行う
登記申請の代理、裁判所に提出する書類の作成、簡易
裁判所における訴訟代理、判断能力の低下した人の
法的サポートをする成年後見などが業務の身近なくら
しの中の法律家です。

日本司法書士会連合会

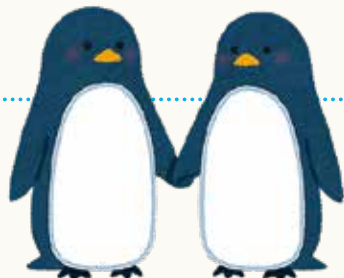
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号
TEL:03-3359-4171(代表) FAX:03-3359-4175
URL:<https://www.shiho-shoshi.or.jp/>

司法書士と考える 同性カップルのための 3つのそなえ

日本司法書士会連合会

Q1

同性婚にかわるものはありますか？



A1

今のところ日本では同性どうして結婚はできません。それにかわるものとして、ふたりで生活をおくるにあたっての約束を書いた**パートナーシップ契約書***などを作成することができます。

※渋谷区や札幌市などで申請できる公的なパートナーシップ証明書などはその地域に住んでいる人しか利用できませんが、パートナーシップ契約書はどこに住んでいても作成することができます。

「パートナーシップ契約書で定められること」

パートナーシップ契約書に記載する内容としては、「生活費をどのように出し合うのか」などの共同生活を送る上での決まりことや、パートナーの一方が入院したときに、入院をしたパートナーの代わりにどのような医療を受けるのか決定できる医療同意などがあります。

ただし、これらはあくまでふたりの間だけの約束事です。したがって、全ての約束事について必ずしも第三者である医療機関などが認めるとは限りません。それでも、ふたりの関係性や意思を書面に残しておくことで、周りがふたりの約束事について配慮してくれる効果は期待できます。

Q2

パートナーに財産を残したいのですが



A2

親族などの相続人以外には相続権がないので、パートナーは財産を相続することができません。しかし、**遺言書**を作成しておけばパートナーに財産を残すことができ、また、財産の中から残したいものを選んで受け渡すこともできます。

Q3

老後のお金の管理をパートナーにしてほしいのですが



A3

高齢や病気等で物事の判断が難しくなった時に、信頼できる人にお金の管理などを任せる任意後見制度があります。これはあらかじめパートナーと**任意後見契約**を結んでおくことで利用できます。